

運転技能検査運用要綱の制定について（例規）

（制定：令和4年5月13日 運免第72号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号）第10条の規定に基づき、運転技能検査運用要綱を別記のとおり定め、令和4年5月13日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

別記

運転技能検査運用要綱

第1 目的

この要綱は、高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）第10条の規定により、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査（以下「検査」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 基本的留意事項

1 検査の委託

検査は、規則第3条第2項に規定する条件のほか、次の基準を満たした法人に委託できるものとする。

- (1) 検査を適正かつ円滑に実施するため、当該法人に2名以上の規則第3条第2項第2号に規定する運転技能検査員が置かれていること。
- (2) 検査を行うために必要なコースその他の設備を有すること。
- (3) 検査の受付及び実施、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への報告、検査結果の管理等を適正かつ確実に行う組織及び能力を有すること。
- (4) その他検査を適正かつ円滑に実施するために必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

2 実施方法

検査は、検査を実施する機関の体制等に応じて、適当な人数で編成されたグループで行う方法又は受検者ごとに個別に実施する方法のいずれかの方法により実施するものとする。

また、高齢者講習（規則第2条第1号に規定する高齢者講習をいう。）において実施する実車による指導と合同で検査を実施することを妨げない。

3 実施場所

原則としてコースにおいて実施すること。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受検者の利便性を図るため検査を過疎地・辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合において、各課題の設定等の条件がコースに比しておおむね同等であり、かつ、安全性の問題がないときは、道路又はその他適切な場所において行っても差し支えない。

4 設備

交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、1により委託を受けた法人（以下「受託者」という。）に対し、検査を実施するために必要な設備について、次のとおり整備させること。

(1) 普通自動車

検査に使用する所要の普通自動車を必要数整備すること。

また、当該普通自動車については、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとすること。

(2) 録画装置等

検査の状況を記録できるよう、所要の録画装置等を整備すること。

(3) 映像再生機材

録画した映像を適宜確認等できるよう、所要の映像再生機材を整備すること。

5 検査体制の確立

運転免許課長は、受託者における検査において合格基準に達しなかった者が公安委員会が行う検査を受検できるようにするため、公安委員会による直接実施枠を確保すること。

第3 検査実施上の留意事項

1 使用車両

普通自動車を使用すること。

また、受検者の車両の持込みについては、身体の障害があることを理由に法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこととするが、受検者からの申出があり、車両の持込みによる検査を行うことについて、他の受検者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持込みを認めても差し支えない。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ受検者に了知させること。

2 コース設定

コースは、各課題が適切に実施でき、かつ、受検者一人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、走行距離（ならし走行を除く。）を1,200メートル以上に設定すること。

また、運転免許課長は、検査を委託する場合、必要に応じ、受託者が設定したコースが適切であるかどうかについて確認を行うこと。

なお、コースの種類は複数設定することを要しない。

3 検査の実施

検査は、以下について留意の上、ならし走行を含め、受検者一人当たり少なくともおおむね20分間行うこと。

(1) 受検者の確認

検査を実施するに際しては、受検に関する通知書、運転免許証等により受検者であることを確認すること。

(2) 受検の申込み

受託者が検査を実施する場合は、受検申込者に、検査手数料相当の和歌山県収入

証紙を貼り付けた書面を提出させること。

(3) 事前説明

課題の実施前に、受検者に対し、その実施方法及び採点に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させること。

(4) ならし走行

受検者ごとに、おおむね300メートルのならし走行を行うこと。

また、ならし走行から課題走行への移行は、特段の事情がない限り、降車させずに行うこと。

(5) 課題走行

課題については、「運転技能検査等実施要領の制定について」（令和4年3月2日付け警察庁丁運発第50号。以下「実施要領」という。）に基づき、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとするが、コース等の実情に応じて順不同で実施して差し支えない。

(6) 採点

各課題不履行の場合や、走行中の危険を回避するため、検査員がハンドル・ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合は、別表「判断基準」に基づき、運転評価票（運転技能検査用）（別記様式第1号。以下「運転評価票」という。）を用い減点式採点法により客観的かつ厳正に採点を行うこと。

また、採点は、ならし走行が終了した時点から、コース等における走行を終えて車両を停止した時点までの間について行うこと。

(7) 安全指導

課題終了後の安全指導については、受検者ごとに個別に行うこととし、減点した課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

4 検査の公正性の確保

ドライブレコーダ、車内カメラ等の録画装置（一定期間、記録が保存され、当該検査後に映像及び音声を確実に確認することができるものに限る。以下同じ。）により、受検者の動静や検査員の採点状況等に係る映像及び音声について記録し、検査の公正性を確保すること。

なお、録画装置の活用により、次番者の同乗は要しないこととする。

5 検査中の指示

検査員は、走行順路を教示するに当たっては、受検者が運転に余裕を持つことができるよう教示の時期を十分考慮するとともに、進行方向を指し示すなどにより、明確に教示すること。

また、走行順路の教示、減点後の是正措置又は危険防止のための指示を除き、助言は行わないこと。

6 検査の中止

検査の途中で合格基準に達しないことが明らかになった場合においても、原則とし

て全ての課題が終了するまで検査を続行するものとするが、受検者の成績が合格基準に達しないことが明らかになった場合（次のいずれかに該当することにより合格基準に達しないことが明らかになった場合を含む。）において、検査の安全かつ円滑な実施が困難と認められるときは、検査を中止することができるものとする。

(1) 時間超過

運転技能が著しく低いこと等により、おおむね20分間を大幅に超過しても検査が終了しないと見込まれるとき。

(2) 指示違反

検査員が、検査の実施に必要な指示をしたにもかかわらず、正当な理由なく、受検者がその指示に従わないとき。

(3) 事故

受検者が人の死傷又は物の損壊を伴う事故を起こしたとき。ただし、当該事故について、受検者の責めに帰すべき事情がない場合を除く。

7 走行順路を誤った場合の措置

検査において走行順路を誤った場合は、直近の幹線コース又は周回コースを前進迂回して正規の走行順路に復帰させること。この場合（検査員が走行順路を誤って教示したため受検者が走行順路を誤った場合を除く。）において、正規の走行順路に復帰するまでの間に、走行中の危険を回避するため、検査員がハンドル・ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合は、減点の対象となることに留意すること。

8 合格基準

検査の成績は100点満点とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める得点となった者を合格とする。

(1) 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は現に受けている者

80点以上

(2) (1)以外の者

70点以上

9 運転技能検査結果証明書の交付

検査の成績が70点以上の者に対しては、運転技能検査受検結果証明書（別記様式第2号。以下「証明書」という。）を交付することとし、検査の成績が70点未満の者で証明書の交付を希望するものに対しても、証明書を交付すること。

また、免許申請書又は更新申請書に証明書を添付しなければならないことを教示すること。

10 公安委員会に対する報告

(1) 受検者で成績が70点以上の者を報告の対象とする。

(2) 運転免許課長は、受託者に対し、受検者の氏名、生年月日、運転免許番号、検査場所、実施日を書面により終了したその日のうちに公安委員会に報告させること。

また、報告内容に変更があった場合は、変更に係る事項を速やかに公安委員会に報告させること。

(3) 運転免許課長は、受託者に対し、受検者から検査結果についての苦情や不服の申

出があった場合は、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況及び不服の内容並びにこれらに対する対応状況を記録させ、速やかに公安委員会に報告させること。

(4) 運転免許課長は、受託者に対し、検査手数料の徴収に関し、検査手数料相当の和歌山県証紙を貼り付けた書面の正本を添付して速やかに公安委員会に報告させること。

(5) 運転免許課長は、受託者に対し、1か月分の検査結果を取りまとめ、書面により翌月5日までに公安委員会に報告させること。

11 検査結果の登録

運転免許課長は、検査の成績が70点以上の受検者に係る検査結果の報告を受けたときは、運転者管理システムに確実に登録すること。

12 運転評価票の保管等

(1) 運転免許課長は、受託者に対し、運転評価票を検査の後速やかに公安委員会に送付させること。

(2) 運転免許課長は、受託者に対し、証明書の副本を1年間保管させること。

(3) 運転免許課長は、受託者に対し、運転評価票及び検査の状況を記録した映像を1年間保管させること。

13 その他

(1) 受検者への配慮

受検者は、一般に検査を受けることに不慣れであることや、日常使用している車両とは異なる車両で受検することを念頭に置き、検査中はもちろん受付時から検査終了時まで、受検者の心情や体調に配慮した対応に努めること。

(2) 事故防止

受検者の中には、身体機能や運転技能が低下している者もいることから、検査中の各種事故防止に万全を期すため、検査員等に特段の配慮をさせるとともに、検査に係る事故に備え、対人等の保険に加入すること。

(3) 運転免許課長は、受託者の行う適正な実施等について、随時指導監督を行うこと。

第4 報告等に関する書面

受検の申込みに係る書面及び公安委員会に対する報告に係る書面に関しては、別に定める。

(別記様式省略)

別表（第3の3の(6)関係）

判断基準

課題	回数	減点等の項目	判断基準	点数
指示速度による走行	1回	課題速度不履行	速度指定区間を、指示速度よりおおむね10km/h遅い速度に一度も達しなかった場合又は指示した速度よりおおむね10km/h以上速い速度に一度でも達した場合	-10
一時停止	2回	一時不停止(小)	道路標識等による一時停止の指定場所で、車体の一部が停止線を越えるまでに停止しなかったものの、車体の一部が交差道路の側線を延長した線を越えるまでには停止した場合	-10
		一時不停止(大)	道路標識等による一時停止の指定場所で、車体の一部が停止線を越えるまでに停止せず、かつ、車体の一部が交差道路の側線を延長した線を越えるまでに停止しなかった場合	-20
右折・左折	各2回	右側通行(小)	車体の一部が道路の中央線から右の部分にはみ出して通行した場合（車体の全部がはみ出した場合を除く。法第17条第5項各号に該当する場合を除く。）	-20
		右側通行(大)	車体の全部が道路の中央線から右の部分にはみ出して通行した場合（法第17条第5項各号に該当する場合を除く。）	-40
		脱輪	縁石に車輪を乗り上げ又はコースから車輪が落輪した場合	-20
信号通過	2回	信号無視(小)	赤色信号が表示されているときに、車体の一部が停止線を越えるまでに停止しなかったものの、車体の一部が横断歩道に入るまでには停止した場合	-10
		信号無視(大)	赤色信号が表示されているときに、車体の一部が停止線を越えるまでに停止せず、かつ、車体の一部が横断歩道に入るまでには停止しなかった場合	-40
段差乗り上げ	1回	乗り上げ不適	段差に乗り上げて停止した際、タイヤの中心から垂直に路面と交わる点から段差の端までの距離が、おおむね1メートルを超えた場合又は段差に乗り上げることができなかった場合	-20
		補助ブレーキ等	走行中の危険を回避するため、検査員等がハンドル、ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合（他の減点等の項目にも該当する場合は、より大きい減点等の項目を適用する。）	-30